

2018年8月17日

株式会社イーエムネットジャパン

代表取締役社長 山本 臣一郎

問合せ先： 管理統括部 03-6279-4111

<https://emnet.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図ることが、株主や顧客、従業員、取引先等といったステークホルダーの利益の向上につながり、ひいては当社が継続的に健全な企業として成長していくために非常に重要なことであると認識しております。

そのため、当社では、株主や顧客、従業員、取引先等の全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、企業経営の更なる効率化、リスク管理体制の強化等により当社の企業価値の増大に努めつつ、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を継続して取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
EMNET INC.	800,000	91.95
株式会社 Y's corporation	60,000	6.90
イーエムネットジャパン従業員持株会	4,000	0.46
高橋 和之	4,000	0.46
村井 仁	2,000	0.23

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	EMNET INC.
親会社の上場取引所	海外（韓国取引所（KOSDAQ）：証券コード 123570）

3. 企業属性

上場予定市場区分	東証マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主との取引条件等におきましては、その取引が少数株主の権利を不当に害していないか、その取引に経済合理性があるか、さらに、取引条件は独立者間取引と比較して適正であるかについて留意し、少数株主の権利を不当に害することがないように十分に検討し、取締役会の承認を経た上で取引を実施する方針としております。また、取引開始後には、監査役監査によって取引内容等について監査を実施することで、少数株主保護に十分留意しております。

なお、当社では支配株主である EMNET INC.と取引があり、上記方針に沿い取引を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

EMNET INC.は、当社の議決権の91.95%（2018年7月末現在）を保有する当社の親会社であり、EMNET INC.の代表取締役社長が当社の監査役（非常勤）に就任しております。

当社は、EMNET INC.との事業の棲み分けがなされており、当社の経営判断において、親会社の承認を必要とする取引や業務等は無く、事業上の制約は特にありません。そのため、当社は上場会社としての、親会社からの独立性は十分に確保されていると考えております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上野 正博	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野 正博	○	該当事項はありません。	同氏はインターネット業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき、客観的な立場から当社事業及び経営の監督を頂くため社外取締役役に選任しております。 また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役、内部監査及び会計監査人による三様監査の体制としております。各監査の実行性を高めるため、監査計画や監査結果の共有を行う等、定期的に三者間で意見交換を行い、連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀧野 章	他の会社の出身者													
小口 光義	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧野 章	○	—	同氏は豊富な監査役としての経験に基づき、意見を提言することで取締役会の適切な意思決定を図り、もってコーポレート・ガバナンスの強化につながると考えて、社外監査役に招聘しております。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はございません。また、社外監査役であることに加え、取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、独立役員に指定しております。
小口 光義		—	同氏は公認会計士としての企業財務に関する高度な専門知識に基づき、意見を提言することで取締役会の適切な意思決定を図り、もってコーポレート・ガバナンスの強化につながると考えて、社外監査役に招聘しております。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上に対する意識向上を目的として、また当社の中長期的な企業価値向上を目的として、ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識向上とともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、当社への貢献状況や、職務の執行状況等を総合的に勘案し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員報酬については、取締役会にて、取締役については代表取締役に一任しております。また、監査役については監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理統括部が担当しております。取締役会開催にあたり、事前に資料等を配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会  
 当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定、及び各取締役の業務執行の監督を行っております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しています。また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の

業務執行の状況を監査しております。

## 2. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の合計3名で構成され、そのうちの2名が社外監査役で構成されています。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて機動的に臨時監査役会を開催しています。各監査役は、取締役会等の社内会議体への出席や、重要な社内文書の閲覧等を通じ、取締役の法令・定款の遵守状況、及び職務執行状況を監査しています。また、監査役は会計監査人及び内部監査チームと緊密に連携し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

## 3. 内部監査

当社の内部監査は、内部監査チームにより実施しております。内部監査人は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について後日フォローアップ監査を実施しております。

## 4. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス管理規程」に準拠し、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しております。リスク・コンプライアンス委員会では、リスクの防止・発見及び会社損失の最小化を図るため、内部管理体制の整備・運用状況について積極的に協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて、弁護士等の外部専門家の助言を受けており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

## 5. 会計監査人

当社は、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人として選任し、監査契約を締結しており、金融商品取引法に基づく監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会と監査役・監査役会に加え、会計監査人を設置したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。社外取締役には、経営者として経験豊富で、高度な見識を持つ1名の社外取締役が在籍しており、取締役会に出席しております。また、監査役会は、2名の社外監査役が出席しており、うち1名は公認会計士として高度な知識と豊富な実務経験を活かして、業務執行に対する監督・監査を行っております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能し、一般株主の利益保護が図られていると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、株主の議決権行使における十分な検討時間が確保出来るよう、今後、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、毎年3月下旬を予定しておりますが、他社の集中日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するよう、努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、株主への利便性向上のためにも、検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、株主への利便性向上のためにも、議決権行使プラットフォームへの参加について検討をしております。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に、今後の外国人株主の状況等を総合的に勘案し、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後は、年度決算時の説明会を開催することを検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後は、第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的を開催してまいります。また、機関投資家への訪問等、株主、投資家の皆様と直接的なコミュニケーションを積極的に行っていくことを検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の課題として検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトを開設し、IR活動やIR資料等を速やかに開示し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部門は、管理統括部としております。	



3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンスの統制方針を定めることを目的とした「コンプライアンス管理規程」を制定しており、当社の全役職員に対し、コンプライアンスを重視させ、高い倫理観をもって業務に取り組ませることにより、ステークホルダーに対して、良識ある行動をとるよう、心掛けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の課題として検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとしたステークホルダーの皆様へ、適時・適切な会社情報の開示を行うことは、上場企業としての責務であると認識しております。そのため、当社ホームページのIRサイトや適時開示を通じて、適切な情報を提供することで、この責務を果たしてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、平成 29 年 3 月 15 日開催の取締役会の決議により、以下の通り内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。以下はその概要です。</p> <p>a. 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 当社の取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社の行動基準としてリスク管理規程およびコンプライアンス管理規程を制定し全役職員への周知徹底および運用体制を構築しております。</p> <p>(b) 当社は、不正行為を早期発見するためにコンプライアンス管理規程において内部通報制度を規定しております。従業員は、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社のコンプライアンス規程に定める内部通報制度を利用し報告するものとしております。</p> <p>(c) 「反社会的勢力排除規程」と「反社会的勢力排除実施要領」を制定し、当該規程等に基づき反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、社内全体への徹底を図って参ります。</p> <p>(d) 上記の法令遵守体制の運用状況について、内部監査規程に基づき内部監査チームが監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善を要する場合、速やかにその対策を講じます。</p> <p>b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制</p> <p>(a) 取締役会議事録ならびに稟議決裁書等、取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役会規程お</p>
--

よび文書管理に関する社内規程において、保存期間ならびに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制としております。

- (b) 内部監査チームは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について内部監査規程に基づき監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善する必要がある場合は速やかにその対策を講じます。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図って参ります。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを明確に定めております。
- (b) 取締役会を定例で毎月1回開催し、取締役会で決議すべき事項および報告すべき事項を取締役会規程に定めております。その他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切に業務執行を行える体制を確保しております。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (a) 会社の管理運営体制を管掌する役員を設置し、会社経営の健全性確保に資するとともに、監査体制を充実させ、会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証しております。
- (b) 財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社の業務プロセスの検証・整備を図って参ります。

f. 監査役の職務を補助する使用人、ならびに、その取締役からの独立性に関する体制

監査役からの要請がある場合、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。同使用人は監査役の指示に従い職務を遂行するとし、その評価、異動には監査役の同意を要するものとしております。

g. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならないとしております。内部監査チームは監査終了の都度、内部監査報告書の写しを監査役に配布することとしております。
- (b) 監査役会及び監査役は、必要に応じて、内部監査担当者、取締役もしくはその他の者に対して報告を求めることとしております。また、監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は取締役会に出席して、意見を述べることとし、取締役会以外の重要な会議にも出席して

重要な事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制としております。

- (b) 代表取締役および取締役は監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力との一切の係りを禁止しております。また、「反社会的勢力排除実施要領」を制定し、反社会的勢力に対する役職員の具体的な行動について規定しております。

反社会的勢力排除の対応方法として、新規取引先・株主・役職員は取引の開始時には、反社会的勢力の該当がないことを確認し、各種契約書等で、反社会的勢力に該当しないことの保証や反社会的勢力と関係を持った場合は契約解除できる旨を明記することとしております。

また、既存取引先等に対しては、1年に1度会計年度末に、反社会的勢力の該当性について調査・確認を実施しております。既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、弁護士等の外部専門家や、警視庁、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関等と連携し、継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する方針です。

その他、反社会的勢力に関する情報の管理体制の整備や、新入社員に対する反社会的勢力排除に関する研修などを行っております。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- (1) コーポレート・ガバナンス体制について

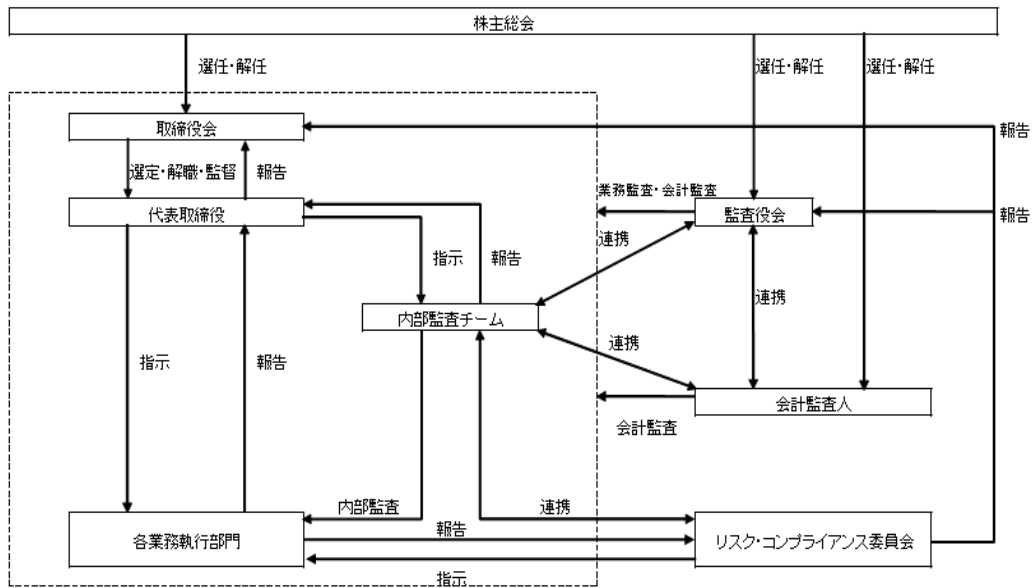
模式図（参考資料）をご参照ください。

- (2) 適時開示態勢について

当社の適時開示の責任者は、取締役CFOとしており、担当部門を管理統括部としております。当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するように努めてまいります。

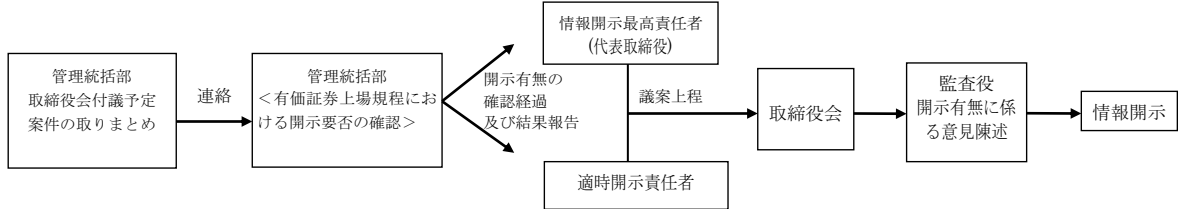
収集された情報は、「適時開示体制の概要（模式図）」の要領に従い適時開示を行うものとしております。

【模式図(参考資料)】

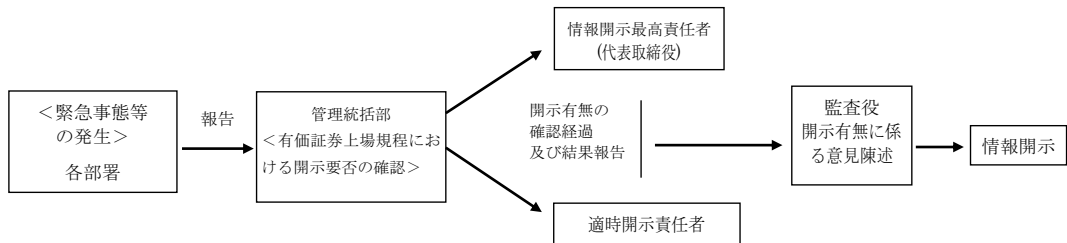


【適時開示体制の概要 (模式図)】

(当社に係る決定事実・決算に関する情報等)



(当社に係る発生事実に関する情報)



以上